

新庄市こども計画（第3期新庄市子ども・子育て支援事業計画）の策定について



1. 策定の趣旨等

【策定の趣旨】

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」において、市町村は「こども大綱」を勘案して、こども施策についての計画（こども計画）を作成することに努めることとされました。当市の子育て関連の施策についての計画は、「第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画」があるが、本計画の期間は令和6年度末までとなっています。

これまで、子ども・子育て支援事業計画により進めてきた子ども・子育て支援に加え、少子化対策に係る関連施策を一体的に推進するため、山形県こども計画を踏まえながら、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、本市の実情に合わせた新たな計画として「新庄市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。

【計画の名称】 新庄市こども計画（仮）

【計画期間】 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5か年

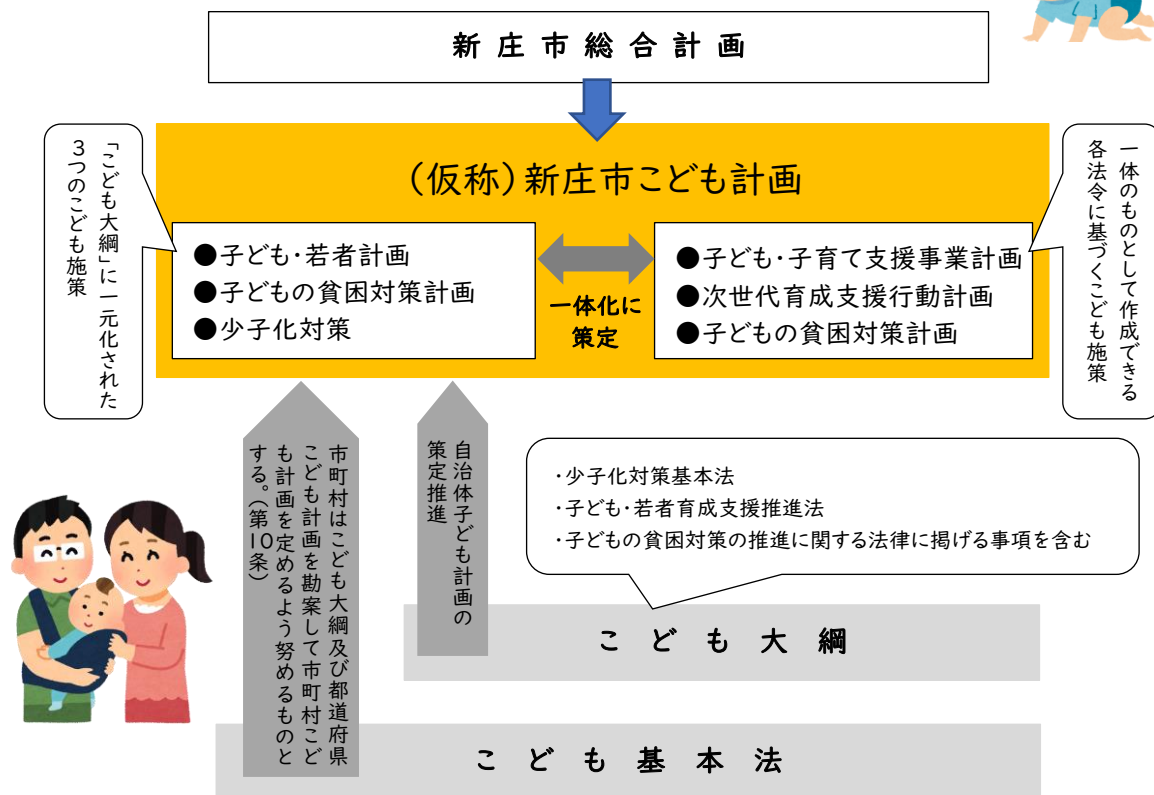
2. 策定の方向性

コンセプト：こどもまんなか社会の実現

- (1) 安心して子どもを産み育てられる笑顔あふれるまち
- (2) 妊娠期から切れ目なく支援が充実しているまち
- (3) 全てのこどもが幸せに成長できる環境があるまち
- (3) 子育ての喜びを実感できるよう地域全体で子育てを支えるまち
- (4) あらゆるこども・若者が意見を表明し、参画できるまち
- (5) 関係機関が連携し、子育て施策を考え、実行するまち

New!

New!



3. 策定体制

(1) 外部の検討体制

子ども・子育て会議で審議し、計画の策定を進める。

(2) 内部の検討体制

庁内検討会議（作業部会）において、調査分析、検討を実施する。

庁内推進委員会において、計画（案）を検討する。

(3) こども・若者、子育て当事者の意見反映

(4) その他の意見聴取

パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を求める。